

り。其の門址は、今の撫糸社の方なり。抑、長家の此の地に居邸を賜はりたるは慶長十七年にて、其の以來爰に居館を建築し、寛永八年の火災に罹りたりといへども、寛文十一年能登の所領を召放され、金澤諸士並みの采地を賜はり、金澤へ移住を命ぜられ、田鶴濱の居館を引移して建築ありしより、凡そ二百年火難の憂もなく、數代居住したり。然るに信連より三十一世の孫成連に至り、王政復古維新の良辰に際し、藩主第十四世從三位前田慶寧卿、明治二年六月更に金澤藩知事に任ぜられ、藩政の職制改革に依つて藩廳を設くる政府の規定なるにより、成連長町の居邸をば指上げ、此の館をば藩廳に宛てられ、成連は退居して裏地に居宅を建て、爰に居住せり。次いで同五年五月、舊領祖先居住の緣故を以て、能登鹿嶋郡田鶴濱の舊地へ移住し、同十一年長町五番丁に持家を設け、爰にも居住せしが、翌十二年九月成連歿し、十一月其の子克連相續の後、田鶴濱の居邸なる建物を毀ち、再び金澤を本籍となし、長町なる持家をば居邸となすに至れり。

○長氏歴代家格

長家は長谷部信連以來、年曆凡七百年、三十餘代連綿たる名家なるゆゑに、家子・郎等もまた皆數十代奉仕し來るもの多き中にも、此木・上野・宇留地・阿岸・山田の五家は、信連の庶子の孫なるに依つて家子と稱し、上列の家とす。此の五家は、同姓なるにより、維新の際皆稱號を改め長氏とす。又關・中村・加藤・田屋・村井・小林・合田・田邊・浦野・瀬見、以上の十家をば、郎等の家とし、又吉田・大田・山本・岩田・粟津・櫻井・小川以上の七家をば中郎の家とす。右郎等・中郎の家共は、信連以來譜代の家人にて、家子・郎等・中郎の庶子をば、別家分流致させたるを譜代家とて、其の扱ひありといへり。また屋形衆とて、宇野など十餘人あり。是は能登の前領主畠山家の昵近なりしかど、畠山家没落後長氏へ隨從し、家士と成りたるもの、子孫也。此の人々は別盡とも呼べり。年頭等に家子・郎等以下盃事の儀式の時、別に酒盞を賜ふ舊例なるにより、別盡の家柄とす。右の如く往古より家格舊例を以て定則となしけるに依つて、元朝等賀儀の禮節など、家祿の多寡に拘らず、其の家柄に依つて座列を立て、酒盞等の儀式をなしたり。又能登の舊領に、小

俣の和泉・池田の榮方・能登部の一樂などいへる村民共は、之にしへ長家へ拔群の忠節を盡したるもの、子孫なるに依つて、年始の慶賀等儀式の際は、必ず面謁に出で、酒饌を賜はる舊例なりしとぞ。また毎歲正月十八日の朝、長家の馬洗とて儀式あり。其の式甚だ嚴重にして、凱陣の式なりと云ふ。有澤永貞の古兵談殘叢集に、金澤にて昔は本多家に、毎年正月の事始めに備定を云渡しなり。長家に毎春馬洗の式あるが如しといへり。

長家諸法度書

一、跡々如<sub>レ</sub>申出、公儀御法度可<sub>レ</sub>相守事。

一、我等家中之諸侍、常々主恩をおもひ、忠節之心懸を肝要に候。不及<sub>レ</sub>申出、此後古來侍之可<sub>レ</sub>守道尤本意に候へば、面々職分且年來により、専油斷有間敷候。勿論家老職・用人・者頭之面々、彌互に和睦、別而忠信之志をばげまし、聊以不可<sub>レ</sub>立我意候。平士之儀は、縱其身存念相違候ても、一分之あやまりにして其害すくなく候。家老・用人・者頭之儀者、大勢の矩範となり申ものに候へば、若し覺悟相違候ひては、家風をそこなひ、甚大勢之害となり不忠之至不可<sub>レ</sub>。

勝計候間、能々相愼心得專一に候。若し令<sub>レ</sub>最負偏頗、又は謙佞不義行跡於有<sub>レ</sub>之者、急度可<sub>レ</sub>處<sub>レ</sub>嚴科事。

附、目付之者共、第一家老・用人・者頭之行跡致<sub>レ</sub>氣配可<sub>レ</sub>差略候。若し其威勢になづみ、不<sub>レ</sub>申聞候者、急度可<sub>レ</sub>加<sub>レ</sub>刑罰候間、堅可<sub>レ</sub>相心得候。諸士之作法以下、尤無<sub>レ</sub>油斷可<sub>レ</sub>相窺事。

一、諸侍、專武士道之嗜肝要に候。其家に生、其道を不<sub>レ</sub>存知者、甚以不覺悟之至に候。就中組頭・者頭之面々、武道に不<sub>レ</sub>長候ひ而は、大勢を率申儀、不可<sub>レ</sub>相叶<sub>レ</sub>候條、其心得專一に候。暨武藝之儀は、人々存寄次第に可<sub>レ</sub>致<sub>レ</sub>稽古候。文武兩儀に候へば、文學可<sub>レ</sub>相務<sub>レ</sub>儀是又尤之事。

一、手跡、有職・算數等可<sub>レ</sub>相心得事。若し家業を不<sub>レ</sub>勤、或は平生酒宴・色にふけり、或は快樂・榮耀を專と仕者は、其罪不<sub>レ</sub>輕候。且又利欲を表と仕者、不<sub>レ</sub>調法之至、武士之非<sub>レ</sub>本意候間、可有<sub>レ</sub>其心得事。

一、勤番其外人々、役目深切に相守、萬事作法正敷仕、平日・參會聊以禮儀を不<sub>レ</sub>取失、猥之會合堅不可<sub>レ</sub>有<sub>レ</sub>之候。若者共異風之風儀仕間敷候。若し不作法者於有<sub>レ</sub>之者、其親類可<sub>レ</sub>。